平成 30 年度三重県保育士等キャリアアップ研修業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1　企画提案コンペの目的

この企画提案コンペは、保育現場において、園長、主任保育士の下で、リーダー的な役割を担う保育士等に対し、多様な課題や若手の指導等、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に実施する、平成30年度三重県保育士等キャリアアップ研修にかかる業務を委託するものを選定するために実施します。

2　委託業務の概要

（１）委託業務名　平成30年度三重県保育士等キャリアアップ研修業務委託

（２）業務内容　　別紙「平成30年度三重県保育士等キャリアアップ研修業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

3　契約上限額

14,358,600円

4　企画提案コンペの参加要件

（１）参加者資格

ア　法人格を有する企業・団体であること。

イ　企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式１）及び同確認申請書３に記載の添付書類を提出した者であること。

ウ　当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

エ　暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者でないこと。

（２）最優秀提案者資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5　企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める企画提案資料を提出期限までに提出することとします。

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「三重県保育士等キャリアアップ研修業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下、（選定委員会）という。）において、総合的に審査のうえ最優秀提案を選定し、その提案を提出したものと委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

（１）提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア　企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式１）・・・・・　１部

※「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。

イ　見積書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１部

※見積書には、委託内容の項目ごとに単価基礎、単価、数量を示した金額を表示すること。

ウ　企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・　８部

※Ａ４サイズ３０ページ以内で作成することとし、以下の①～④の項目については、企画提案書に必ず記載すること。

①研修の実施について

・研修実施日時、会場、定員

・研修の構成、内容及び担当講師（講師はプロフィールを含む）

・研修資料について

なお、受講者に負担を求める場合は、その費用を記載すること。

②研修の運営について

・事務局の設置場所、運営体制、運営方法

※研修事業の一部を委託する場合等は、その体制も明示すること。

・実施スケジュール

・受講者への周知、受講者の募集、災害等により中止する場合の周知方法

・受講者管理（本人確認、出席状況の管理、レポートの確認方法）

・研修の運営方法

・受講者アンケートの調査方法

・研修修了者証の交付方法、研修修了者名簿の作成方法

③研修専用Ｗｅｂページについて（※開設しない場合は不要とする）

④その他

・研修実績

・個人情報の管理体制

・上記項目以外で、本研修を実施するにあたっての独自の提案

エ　提案事業者の概要書

オ　契約実績証明書（様式２）・・・・・・・・・・・・・・・・・　１部

・過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

（２）提出期限

・５（１）アに関するもの　　平成３０年５月　９日（水）１２時必着

・５（１）イ～オに関するもの　　平成３０年５月１６日（水）１２時必着

（３）提 出 先　〒514-8570　三重県津市広明町１３番地　三重県庁２階

三重県子ども・福祉部少子化対策課

（４）提出方法　上記提出先へ持参又は郵送による送付に限る。

（５）受理の確認　参加資格確認申請書、企画提案書等を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話で担当課に書類受理の確認をすること。

（６）第１次審査（書類審査）の実施

・実施日時　平成３０年５月１８日（金）を予定

なお、申込数が５者以下の場合は、第１次審査を省略します。

（７）第２次審査（プレゼンテーション審査）の実施

ア　実施日時　平成３０年５月２２日（火）を予定

イ　実施場所　三重県吉田山会館　１０１会議室（津市栄町1丁目891番地）

ウ　内容プレゼンテーション１５分、質疑１０分（予定）

（８）選定のための評価基準

審査にあたっては、以下の点を重視して総合的に評価することとします。

ア　企画性（２５点）

・提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、全体的に完成度の高いものとなっているか。

・研修の構成及び内容が優れているか。

・講師陣が魅力的であり、専門性に関する質が確保されているか。

・受講者が参加しやすいものであるか。

イ　具体性（２５点）

・提案内容は、仕様書に定める業務が網羅されており、事業の趣旨を的確に反映し、具体的な内容となっているか。

・運営事務局の設置、研修の実施方法、情報発信について、具体的な内容となっているか。

・受講者募集から修了証送付までの受講者との連絡調整は、具体的な内容となっているか。

ウ　実現可能性（２０点）

・提案内容は、仕様書で定める業務が網羅されており、実現可能な内容となっているか。

・実施スケジュールが具体的であり、受講者募集から研修実施までの期間が適切に確保されているか。

エ　実施体制（１５点）

・提案内容は仕様書で定める業務が網羅されており、事業の実施に必要な体制が揃っているか。

・責任者は、十分な知識、経験等を有しており、事業の遂行に十分な能力があるか。

・個人情報の管理を含め、計画を確実に実施できる体制が整備されているか。

オ　経済性（１５点）

・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

・見積書及び積算内訳・根拠は適当であるか。

（９）審査の結果

ア　第１次審査（書類審査）

審査の結果は、５者を決定した後、提案したすべての方に対して速やかに通知します。

イ　第２次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀受託候補者を決定した後、提案したすべての方に対して速やかに通知します。

6　最優秀受託候補者に提出を求める資料の内容

（１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の６ヶ月前前までに発行したもの）の写し

（２）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の６ヶ月前までに発行したものの写し。

7　契約方法に関する事項

（１）契約条項は、三重県子ども・福祉部少子化対策課において示します。

（２）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

（３）契約書は2通作成し、双方各１通を保有します。なお、契約金額は費用内訳書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

（４）契約は、三重県子ども・福祉部少子化対策課において行います。

8　監督及び監査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、委託業務完了後において別途お知らせする日時において実施します。

9　委託料の支払い方法、および支払い時期

契約条項の定めるところによります。また、委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

１０　企画提案コンペ、見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

１１　個人情報取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので、留意してください。

１２　暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

１３　不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１）受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　発注所属に報告すること。

エ　契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（２）契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

１４　障がいを理由とする差別の解消の推進

委託業務を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第７条第２項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

１５　企画提案にあたっての質問の受付及び回答

（１）質問の受付期間

平成３０年４月２６日（木）１７時まで

（２）質問の提出

当企画提案コンペの質問は、文書（様式自由、ただし規格はＡ４版）にて行うものとし、１７に記載する担当課まで、持参、ファックス、電子メールいずれかの方法で提出してください。ファックス、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを明記してください。

１６　その他

（１）企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。

（２）提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
（３）成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
（４）応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外で使用することはありません。
（５）提出いただいた応募書類等については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
（６）委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはなりません。再委託を行う場合は、再委託事業についても同様とします。
　なお、三重県個人情報保護条例により、委託を受けた業務に従事している者等に対する罰則規定が設けられています。

１７　連絡先
〒514-8570　三重県津市広明町13番地
三重県　子ども・福祉部　少子化対策課　保育サービス・幼保連携班
電話：059-224-2268　ファックス：059-224-2270
メール：shoshika@pref.mie.jp